平成２７年（フ）第６１号
島根県出雲市浜町1092番地１
破産者　三木　　弘
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１８３号
福岡県久留米市国分町1298－５、住民票上の住所福岡県久留米市善導寺町飯田350番地１
破産者　田中　久美
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５３５号
熊本県上益城郡御船町大字高木788番地ビッグヴィレッジＡ棟102号、前住所熊本県上益城郡御船町大字高木1193番地
破産者　冨永　和伸
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
大分県竹田市久住町大字有氏2327番地
破産者　茅野奈緒子
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第８号
北海道目梨郡羅臼町本町90番地１
破産者　酒井　　聡
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１４号
北海道標津郡中標津町西８条北６丁目２番地27　泉中央団地Ｂ棟201、住民票上の住所北海道標津郡中標津町西８条北６丁目２番地27泉中央団地Ｂ棟21
破産者　中矢板金こと　中矢　勝幸
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２９号
北海道野付郡別海町西春別駅前西町247番地
破産者　Ｓ＆Ｍこと　山田　陽一
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２１９号
青森市大字高田字川瀬121番地７
破産者　岡元　一二
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
岩手県八幡平市曲田224番地３
破産者　畠山　真克
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３２号
宮城県角田市横倉字関ノ内36番地１　関ノ内住宅70号
破産者　横山　一秀
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第５０号
福島県郡山市田村町下道渡字中之内89番地
破産者　草野　保宏
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2238番地
破産者　大槻　　寧
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２６５号
茨城県常陸大宮市小舟997番地の１　市営小舟住宅３号
破産者　小室　友佳（旧姓横山）
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７９号
新潟県阿賀野市寺社甲94番地２
破産者　成田ヨリ子
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１５号
愛知県名古屋市名東区社台３丁目207番地グランドハイツ社台301号、開始決定時の住所岐阜県大垣市中野町５丁目737－１
破産者　木戸美由樹
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
岐阜県大垣市長沢町３丁目62番地２
破産者　大井　正広
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
静岡県沼津市五月町８番１号
破産者　宮口　俊博
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３００号
大津市大石淀３丁目14番20号
破産者　ＦＵＫＵＦＵＫＵパン工房こと　掛村　隆之介
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５１号
京都市左京区浄土寺馬場町38番地１　101
破産者　大内　克之
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係